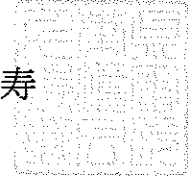


千 環 審 第 4 号  
平成 2 4 年 5 月 8 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県環境審議会  
会長 田 畑 貞 寿



千葉県環境保全条例に関する事項について（答申）

平成 2 4 年 4 月 5 日付け水保第 4 3 号で諮問のあった下記事項については、別添案のとおりとすることが適当であると認めます。

記

- 1 千葉県環境保全条例の一部を改正する条例骨子案について

## 千葉県環境保全条例の一部を改正する条例骨子案

### 1 趣旨

平成22年5月の水質汚濁防止法改正の趣旨を踏まえ、千葉県環境保全条例（以下「条例」という。）の特定事業場についても、自主測定の確実な実施を図り、測定結果の信頼性を確保するとともに、水質事故に対する迅速な対応と再発防止を図る。

### 2 内容

#### （1）排出水の汚染状態の測定

##### ア 排出水の汚染状態の測定（条例第30条）

排出水の汚染状態の自主測定結果の記録について、保存を義務付けることを条例で明記する。

##### イ 罰則（条例第71条第3号）

排出水の汚染状態の測定に係る罰則適用の対象について、測定の結果を保存しなかった者に対する罰則を規定する。

#### （2）事故時の措置（条例第31条）

事故時の応急の措置及び知事への届出について、生物化学的酸素要求量（BOD）等の生活環境項目について排水基準に適合しない水が公共用水域に排出された場合についても、応急の措置と知事への届出を義務付ける。

### 3 施行予定

平成24年10月